

包括仮協定書（案）に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
1	6	第25条					設備・備品等の管理	<p>設備・備品が経年劣化、そのほか乙の責めに帰すべき事由により故障した場合、修繕や買い替えの費用は金額に関わらず、甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか？設備修繕等においては数千円から数千万円に及ぶ場合も想定されますが、金額による甲乙の分担基準等はないのでしょうか？修繕に関わらず物価変動や天災による休館、工事の遅延など本事業の甲乙の責任分担(費用分担)を一覧表等でまとめてお示しいただけないでしょうか？</p>	<p>包括仮協定書（案）第25条第5項に定めるとおり、乙の故意又は過失によって備品等（1種）を損傷滅失したときは、乙の費用で当該物等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、あるいは弁償し、速やかに現状に回復することになります。</p> <p>金額による甲乙の分担基準等はありません。</p> <p>物価変動については、包括仮協定書（案）別紙4を確認ください。</p> <p>不可抗力に該当するものは不可抗力の規定によります。</p>
2	9	第39条					第三者への賠償	<p>第38条において甲乙双方の賠償について相互義務として記載されていますが、第39条は乙の責めに帰すべき事由による賠償のみ記載されています。</p> <p>第三者への賠償に関して、甲の責めに帰すべき事由に関して賠償者を明記しないのでしょうか？</p> <p>（土地造成・建築物の瑕疵が原因で第三者へ賠償が発生した際は、甲が損害を賠償すべきではないでしょうか）</p>	<p>第三者への賠償について、乙の責めに帰すべき事由以外によるものは、甲が負担します。</p>

包括仮協定書（案）に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
3	38	別紙 4	3		ア		市が貸与する備品等の更新に係る業務費の支払い	<p>市が貸与する備品の更新は、更新を行おうとする前年度の7月末日までに計画書を市へ提出し承諾を得ることとありますが、突発的な故障等で営業に支障をきたす場合が想定されます。その場合早急な更新はできないということでしょうか。</p> <p>また、計画提出後から物価高騰等で金額が変動した場合の対応をご教示ください。</p>	<p>要求水準書23ページに記載のとおり、「不具合の生じた備品等については、随時、修繕・更新等」を計画書に記載なくとも実施することは可能です。</p> <p>費用負担については、包括仮協定書（案）第25条第4項に基づくものとします。計画的な更新を期待するものであるため、突発的な事象については、協議により手続き等を定める運用を予定しています。</p> <p>物価変動については、包括仮協定書（案）別紙4に記載の考え方を準用して判断します。</p>
4	40	別紙 4	4	(1)			物価関連指定管理料	<p>物価関連指定管理料の「その他」は様式5-6にある項目「その他」を指していますか。</p>	<p>人件費、光熱水費、修繕料以外の項目を指します。</p>
5	49	別紙 5	3				利益還元の方法	<p>「3 営業利益及び還元金の算定期間」および「4 還元金の支払方法の内容」の詳細が空白ですが、記載漏れでしょうか。あるいは指定管理者との協議によるということでしょうか。</p>	<p>事業報告書提出までに算定し、事業報告書に算定内容と利益還元額を記載してください。</p> <p>支払方法は、事業報告書を市が確認した上で、請求書を送付しますので、請求書に記載の方法（口座振り込みを予定）でお支払いください。</p> <p>詳細は、包括仮協定書（案）※修正版 別紙5を確認ください。</p>